

入札監理小委員会の審議結果報告

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務

東京税関の東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務については、公共サービス改革基本方針別表において、平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 5 年間に契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

前回の民間競争入札実施業務（平成 23 年～27 年度業務）では、確保されるべき対象公共サービスの質として設定したアンケート調査の満足度が目標値を達成することができなかつたため、アンケートの内容や目標値を見直すこととされたが、対応がなされているか。

【対応】

前回の業務では、満足度を 70%以上（5 段階中上位 2 段階の占める割合）と設定していたが、一方では光熱費のコスト削減や省エネの取組を行っていることから、満足度を指標とすることは困難であり、不満度（5 段階中下位 2 段階の占める割合）を設定し、業務全体で 20%未満、業務単位（清掃、警備、施設管理）ごとに 30%未満に設定。

（資料 7-2 通し番号 14 頁）

2. 確保されるべき対象公共サービスの質について

【論点】

施設利用者からのアンケートにおいて回収率を 10%以上と設定しているが、東京税関の担当者が直接施設利用者に対してアンケートを実施するのであれば事業者には回収率の目標を課すことは適切ではないので見直すべきではないか。

【対応】

注釈に回収率は東京税関が 10%回収することを明記し、事業者の目標とすることを削除。

（資料 7-2 通し番号 14 頁）

3. 市場化テスト対象施設の追加について

【論点】

大井出張所及び晴海庁舎を市場化テスト対象施設として追加しているが、競争性の確保等の観点から問題はないか。

【対応】

追加する施設は、特殊な業務ではなく、一般的な施設管理業務であること、現事業の対象施設から近距離であること、複数の事業者からのヒアリングにおいても応

札は可能との回答を得ていること等から特段、問題がないことが確認された。

(資料 7-2 通し番号 1、2 頁)

4. パブリック・コメントで出された意見への対応

平成 27 年 8 月 24 日から 9 月 14 日まで実施されたパブリック・コメントについては 1 者から 1 件の意見が寄せられ、実施要項（案）を修正した。

(資料 7-2 通し番号 55 頁)

以 上